

# リスクマネジメント、コンプライアンス

## リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、内部統制委員会においてグループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理し、リスク並びに損害の発生を最小限に止めるため、啓発・指導・教育等を行っています。各部署リスク管理責任者は、毎年、リスクを洗い出し、リスクの影響度・発生頻度を考慮してリスクを評価し、対応策とともにリスク評価表にまとめて、内部統制委員会に提出します。内部統制委員会は、各部署リスク管理責任者から提出されたリスク評価と対策をもとに、グループ全体のリスクの状態を網羅的に把握します。

こうしたリスク管理の状況や重大なリスクの判断に関しては、毎年、取締役会に報告し、取締役会にて審議・監督しています。内部統制委員会では、取締役会での審議後、リスク管理体制や対応策のモニタリングを継続的に実施しています。

当社の財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。2022年度の内部統制委員会でのリスク評価では、当社のリスクへの対応、リスク自体の変動ともに問題がないことを確認しています。

リスク項目	リスクの内容	対応策
出店に関するリスク	・経済的情勢の変更等により出店用地の確保に時間を要する場合や、競合各社の出店等の様々な偶発的要因により、出店計画に影響を及ぼす可能性があります。 ・法的規制により、出店までに要する期間が長期化し、出店計画に影響を及ぼす可能性があります。	・地域住民・自治体との調整を図りながら、地域環境を考慮し法令遵守のうえ、店舗の出店を進めています。 ・進捗状況は随時、経営会議等で情報共有しており、当社に影響があると判断した際は、速やかに関係部署で連携し対策を図っていきます。
気候変動に関するリスク	・気候変動に伴う異常気象の増加により、商品供給体制をはじめ事業全体に悪影響を及ぼす可能性があります。 ・冷夏、暖冬等の天候不順による季節商品の需要低下等により販売促進計画を下回った場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・安定した調達を継続するため、複数のサプライヤーから調達できるように取り組みを進めています。 ・気候変動問題を重要な経営課題と捉え、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言への賛同を表明し、2050年までの温室効果ガス排出量削減目標を設定しています。具体的な対策につきましては、当社代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」において、今後も検討を重ねていきます。
売上高の変動リスク	・競合各社の出店あるいは関係法令の改正施行等による、お客さまの購買行動の変更等から、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・経営理念「Do Create Mystyle 暮らしの夢をカタチに」に基づき、長期事業構想『生活快適化総合企業への変革』を掲げ、豊かな暮らしを総合的に提供する企業、社会に不可欠な存在となることを目指し、取り組んでいます。
自然災害等に関するリスク	・大規模な地震による建物の倒壊等が発生した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・ガイドラインおよび緊急対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備、安否確認システムの導入、定期訓練や必要物資の備蓄などの対策を講じています。 ・災害等発生時には対策本部を設置し、グループ全体で連携し事業継続が可能な体制を整えています。
感染症に関するリスク	・商品供給の停滞、従業員の罹患、店舗の営業時間短縮や臨時休業などを余儀なくされる可能性があります。 ・感染症の流行が長期化することで、経済活動が停滞し、消費マインドが冷え込むこととなった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・当社従業員における入社前の体温確認、手洗い、マスク着用等衛生対策のほか、店舗におけるお客さまの身体的距離の確保、消毒・清掃の強化を行い、お客さま・従業員の感染予防対策を行っています。
PB商品に関するリスク	・PB商品 (DCMブランド) の一部は海外から供給されており、配送についての混乱などで商品の入手が不安定になった場合、また、消費者のニーズにマッチした商品の開発ができなかった場合等、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・安定した調達を継続するため、商品ごとに生産国の見直しや産地分散、複数のサプライヤーから調達可能な体制を構築していきます。 ・新規商品開発の際、従業員の声やアイデアを積極的に取り入れることのできる制度を構築し、お客さま視点の商品開発に注力しています。製造された商品については、事前に少量ロットでの試験販売を経て製品化することでリスクの低減に努めています。
固定資産の減損に関するリスク	・新たに減損損失を認識すべき資産について減損を計上することになった場合、業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	・減損兆候の有無を確認し、減損懸念が見込まれる場合は、収益性の向上に向けた取り組みを行いリスクの低減に努めています。
為替相場の変動に関するリスク	・想定以上の為替変動が生じた場合等には、業績に影響を及ぼす可能性があります。	・為替予約を行うことでリスクの低減に努めています。
金利変動に関するリスク	・急速かつ大幅な金利上昇があった場合、支払い利息の増加等により業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	・資金調達時に状況に応じて固定金利と変動金利を組み合わせることで、市場金利の変動による影響を可能な限り限定的にするよう努めています。
個人情報の漏洩に関するリスク	・不測の犯罪行為・事故等により個人情報が漏えいした場合、社会的信用の失墜等により業績に影響を及ぼす可能性があります。	・情報セキュリティや個人情報取扱に関する規程を定め、規程に沿ったIT環境の構築、従業員に対する定期的な教育を行うとともに、標的型攻撃メール訓練など、情報セキュリティ対策の強化に努めています。
企業買収、事業等の譲受けに関するリスク	・M&Aを行った場合に、想定していなかった偶発債務や未認識の債務などが顕在化する可能性があります。 ・当初想定していたシナジー効果が得られない場合、業績および財政状態に影響を与える可能性があります。	・M&Aに際しては、対象会社の事業計画、財務内容、不動産・雇用契約関係等について、詳細にデューデリジェンスを行っています。デューデリジェンス等により判明したリスクとM&Aにより見込まれるシナジー効果、取得価額の妥当性などについて、取締役会等において検討し、リスクの低減に努めています。

## コンプライアンス方針

当社は、コンプライアンス経営にあたり、「DCMホールディングス コンプライアンス方針」を定めています。従業員一人ひとりが企業の社会的責任を自覚し、全ての法令ならびに社会規範・倫理の遵守、腐敗防止の徹底等を基本として、社会か

ら信頼される企業の一員として行動します。「コンプライアンス方針」の実践に向けては、具体的な行動規範や基準を定めた「コンプライアンス・プログラム」を制定し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育を実施しています。

### コンプライアンス宣言 (ステートメント)

私たちは、企業の社会的責任を自覚し、全ての法令・ルール、そして社会的規範・倫理を遵守し、社会から信頼される企業を目指します。

### 企業行動憲章

- DCMグループは、常に『お客さま』を中心に考え、行動します
  - 安心できる商品を提供します
  - 約束を守り正直に行動します
  - 商品・サービスをお値打ち価格で提供します
  - 商品・サービスに挨拶と笑顔を添えます
  - お客さまの声を経営の原点と考え、その実現に全力をつくします
- DCMグループは、『従業員』を大切にします
  - 一人ひとりの人権、個性を尊重します
  - 一人ひとりの資質と能力を伸ばす機会と環境を提供します
  - 一人ひとりの役割・職務と成果に対して公正に評価します
- DCMグループは、『取引先』と、より強固なパートナーシップの構築を目指します
  - 取引の条件を明らかにし、お互いの責任を明確にします
  - 理念を共有できる取引先を尊重します
  - 公正・公平な取引関係を維持し、法令・ルールを尊重します
  - 不当な金品の贈与や接待を受けません
- DCMグループは、『株主』の信頼に応えます
  - 積極的に株主還元を努めます
  - 積極的な対話に努め、経営課題の実現を目指します
  - 革新的な経営に努め、健全な成長を目指します
  - 情報は適時開示を旨とし、説明責任を果たします
- DCMグループは、『地域』・『社会』とともに成長します
  - 地域密着の店づくりを目指します
  - 環境にやさしい商品の開発をはじめ、地球環境の保全に努めます
  - 反社会的な団体、個人とは関係を持ちません

## コンプライアンス体制

当社では、内部統制委員会においてグループ全体のコンプライアンスに関する活動を行っています。コンプライアンス上の重要な問題が発生した場合には、この委員会が中心となって対処および対策の策定を行うことを想定しています。

コンプライアンスに関する具体的な活動としては、コンプライアンス・プログラムの作成、啓発ツールの作成、教育・研修等について取り組みを行っています。

また、当社は小売業であるため、取引先からの仕入商品を選定するマーチャンダイザーと、選定された商品の数量や納

品方法を決定するディストリビューターに対しては、特にその重要性を考慮し、独占禁止法・下請法等の公正取引等に関する法令についての行動規範を作成するだけでなく、研修を実施しています。

また、社内報や各種ポスターを通して労働基準法・男女雇用機会均等法など身近で起きやすい問題に対しての啓発活動を行うとともに、公益通報者保護法に則った「内部通報制度 (通称ヘルプライン)」を設置し、コンプライアンス経営を有効に機能させるよう努めています。